

(様式第4号)

## B E M S 概 要 書

※補助対象BEMSとして、複数のBEMSの登録を希望する場合は、BEMSごとに作成すること。

### 1. システム概要

BEMS提供事業者の名称	京都府電気工事工業協同組合			
BEMSの名称	ECO-SAS DR-MINI			
想定対象施設	業種	オフィス等 全般	延床面積	2,000㎡ ~ 10,000㎡
	契約電力	概ね500kW未満	計測点数	5~50点程度
URL(※)				

※当該BEMSに関する情報をウェブサイトに掲載している場合に記入

### 2. システムの特徴 ※200字以内(厳守)でシステムの特徴を端的に説明すること。

無線通信ユニットによる省施工化、環境パラメーター導入による快適性を考慮した制御機能等含め、施設規模に合わせたシステム構築が可能
---

### 3. システムを構成する主要な機器・設備(標準構成)

No.	機能	名称	メーカー	型番	参考価格(円)
1	BEMS主装置	コントロールユニットELC1/2	Panasonic	UELC1000	¥198,000~
2	計測器	エコパワーメーターKW1M-H	Panasonic	AKW1121	¥38,000~
3	計測器	多回路エネルギーモニター	Panasonic	BT3720K	¥65,000~
4	計測器	エネエールS	Panasonic	BT3730K	¥55,000~
5	計測器	エコパワーメーターKW2G	Panasonic	AKW2020G	¥40,000~
6	データ収集	Data Logger Light	Panasonic	AKL1000	¥80,000~
7	制御端末	リモートI/Oユニット	Panasonic	UENU2D4R12	¥19,800~
8	警報端末	ネオアラーム	Panasonic	BRN102	¥16,100~

### 4. システムの機能(実装機能について「該当」欄に○を記入)

区分	項番	項目	機能	該当	補足事項	
○	1	電力	電力消費量	事業所全体の電力消費量を計測できること。	○	
○	2		電力消費量	主たる電力負荷設備の電力消費量を計測できること。	○	
	3		発電量・売電量	太陽光発電、燃料電池等の発電設備を有する場合、機器ごとの発電量及び売電量を計測できること。(他社の発電設備である場合等、計測できない場合を除く)	○	
	4		蓄電量・放電量	蓄電設備を有する場合、蓄電量及び放電量を計測できること。(非常用等、計測する必要性がない場合を除く)	○	
○	5		計測間隔	事業所全体の30分以内の積算電力消費量を計測できること。	○	
○	6		見える化	事業所全体の30分以内の積算電力消費量を表示できること。	○	
	7	電力以外(ガス、重油等)	エネルギー消費量	事業所全体のエネルギー(電力除く)消費量を計測できること。	○	
	8		エネルギー消費量	主たるエネルギー(電力除く)負荷設備のエネルギー(電力除く)消費量を計測できること。	○	
	9		見える化	事業所全体の積算エネルギー(電力除く)消費量を表示できること。	○	
	10	全体	見える化	事業所全体のエネルギー(電力含む)消費量を原油換算値(kl)で表示できること。	○	
	11	接続機器の制御	ローカル制御(※)	省エネやピーク対策のために、各機器を自動制御できること。	○	
	12		遠隔制御(※)	地域電力のひっ迫時等に、事業所から離れた場所から制御できること。(機器直接制御でもデマンド目標値変更による間接制御でも可)	○	別途通信サービス契約が必要
	13		発電、蓄電設備(※)	発電、蓄電設備を有する場合、事業所及び事業所から離れた場所から稼働状態を変更できること。	○	別途通信サービス契約が必要
○	14	デマンドの管理	デマンド警報	事業所全体の30分積算電力量の目標値の設定ができ、設定された目標値を超える蓋然性が高い場合には、メール等で警報を発することができること。	○	メールでの発報は別途通信サービス契約が必要
	15		デマンドピークの制御(※)	上記の場合に、電力消費量を自動制御できること。	○	
	16		デマンドレスポンス	補助対象BEMS提供事業者が電力会社等から要請を受けた場合、補助対象BEMS提供事業者のセンターシステムと連携して事業所から離れた場所からも電力使用量を抑制できること。	○	別途通信サービス契約が必要

区分:○は必須、その他は任意

※制御履歴を保存できるようにすること。